

# 解体を主とする工事の発注に関する対応マニュアル

## 1. 趣旨

このマニュアルは、市が発注する「解体を主とする工事」の請負契約に係る入札に関し、和泉市制限付一般競争入札実施要綱（平成10年10月21日制定）、和泉市公募型指名競争入札実施要綱（平成19年1月10日制定）及び和泉市建設工事指名競争入札実施要綱（平成29年9月29日制定）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 2. 制定理由

和泉市制限付一般競争入札実施要綱第2条第2項に規定する解体工事の発注について、平成26年度第1回指名委員会、平成30年度第3回指名委員会での承認事項を踏まえ、必要な事項を定めるものとする。

## 3. 対象工事

構造物の解体・除却を主とし、他の特殊技術を必要としない工事であること。

ただし、解体工事の目的・同一性を失わしめない程度の附帯工事を同一設計で行う場合は、附帯工事の設計金額が、設計金額総額の2割を超えていないことを条件とする。

## 4. 発注区分の考え方

解体工事については、本市では「その他工事」と位置づけており等級格付けの対象とされていないことから、発注に関しては「土木一式又は建築一式」で等級格付け（第一希望業種）されており、かつ、「解体業」の業の許可と経審点を持っている業者を対象とする。

## 5. 入札方式の考え方

入札方式は、原則として公募型指名競争入札とし、次の条件により公募するものとする。

1. 項番4については、「土木一式（土木C）又は建築一式（建築B）で等級格付け（第一希望業種）されており、かつ、「解体工事業」の建設業許可と経審点を持っている業者」から公募する。
2. 項番3については、「土木一式（土木B）又は建築一式（建築A）で等級格付け（第一希望業種）されており、かつ、「解体工事業」の建設業許可と経審点を持っている業者」から公募する。

る業者」から公募する。

3. 項番1及び2については、「土木一式（土木A）又は建築一式（建築A）で等級格付け（第一希望業種）されており、かつ、「解体工事業」の建設業許可と経審点を持っている業者」から公募する。
4. 項番1については、解体の特定建設業の許可を必須とし、項番2、3、4については、一般建設業の許可又は特定建設業の許可のいずれかを必須とする。

**（参考）令和7年度業種別の等級格付及び工事設計金額表にもとづき作成**

項番	設計金額（税込み）	対象区分	対象業者	備考
1	9,000万円以上	土木A及び 建築A	土木A又は 建築A	特定建設業を必須（解体）
2	5,000万円(注1)以上 9,000万円未満	土木A及び 建築A	土木A又は 建築A	一般・特定いずれも可（解体）
3	3,900万円(注2)以上 5,000万円未満	土木B及び 建築A	土木B又は 建築A	一般・特定いずれも可（解体）
4	50万円以上 3,900万円(注2)未満	土木C及び 建築B	土木C又は 建築B	一般・特定いずれも可（解体）

※設計金額にかかわらず、**制限付一般競争入札**は採用しないものとする。ただし、和泉市制限付一般競争入札実施要綱第2条第2項に該当する場合に限る。

- (注1) 本金額は、解体工事で、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる下請契約の請負代金の額の下限額に準ずる。
- (注2) 本金額は、和泉市建設工事業者格付要綱（平成18年5月23日制定）別表3「業種別の等級格付及び工事設計金額表」のうち、**当該年度の建築一式工事におけるB等級の上限設計金額**に準ずる。

6. 最低制限価格の考え方

最低制限価格の算出は、和泉市予定価格及び最低制限価格設定要綱第4条第1項に定めるとおりとする。

附 則（平成30年9月3日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和4年6月28日）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則（令和7年9月18日）

- 1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の解体を主とする工事の発注に関する対応マニュアルの規定は、令和8年4月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。

附 則（令和8年4月7日）

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の解体を主とする工事の発注に関する対応マニュアルの規定は、令和8年6月1日以後に公告する入札について適用し、同日前に公告した入札については、なお従前の例による。